

第2次多可町総合戦略策定支援業務受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

令和元年5月15日公表

【本業務の目的】

多可町が実施する本業務は、少子高齢化や都市部への転出等による人口減少の克服と地方創生を目的とした「第1次多可町総合戦略」が令和元年度をもって計画期間が終了することを受けて、今後も急激にすすむと想定される人口減少の現状に対応するため、令和2年度から令和6年度を計画期間とした「第2次多可町総合戦略」を策定することを目的としています。

【プロポーザルの目的】

この公募型プロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者の実績や経験、技術力、企画力など、受託者としての適格性・事業遂行への技量などを見極めるために行うもので、プロポーザルに参加する事業者が提出した企画提案書等の内容を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

【プロポーザルの形式と参加させる者の資格】

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、以下のすべての条件を満たしている必要があります。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 多可町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 公租公課を滞納していないこと。
- (7) 公序良俗に反する利用を行う者でないこと。
- (8) 平成25年度以降に受注した地方公共団体の総合戦略策定支援業務等、その他類似業務の作成支援業務の受託実績があること。但し、平成31年3月31日までに完了した業務に限る。

【契約の概要】

1	業 務 名	第2次多可町総合戦略策定支援業務
2	履行期限	契約締結日から令和2年2月14日
3	履行場所	兵庫県多可郡多可町内
4	委託業務内容	『多可町総合戦略策定支援業務仕様書』のとおり
5	契約保証金	入札・契約のしおりのとおり（ホームページ入札情報ページに掲載）
6	部分払	無
7	前金払	無
8	契約条項	多可町が定めた『業務委託契約書及び同約款』による
9	契約上限額	7,000,000円（消費税含む） *税率は、消費税法及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の108分の100に相当する金額とする。

【スケジュール表】

このプロポーザルは下表の日程で行います。各手続きの具体的方法は、次項「プロポーザルの事務手順」をご覧ください。

	項 目	日 程	備 考
1	募集開始	令和元年5月15日(水)	ホームページに掲載
2	参加表明書の受付	令和元年5月15日(水)～ 令和元年5月29日(水) 午後5時00分まで	電子メールで受付 (参加表明書の送信連絡を電話ですること)
3	質問書の受付	令和元年5月17日(金)～ 令和元年5月24日(金) 午後3時00分まで	電子メールで受付 (質問書の送信連絡を電話ですること)
4	質問への回答	令和元年5月28日(火)	電子メールで回答
5	企画提案書等の受付	令和元年5月30日(木)～ 令和元年6月6日(木) 午後5時00分まで	持参又は郵送 (郵送の場合、提出期限内必着)
6	第1次審査	令和元年6月14日(金)	
7	第1次審査の結果通知・公表	令和元年6月17日(月)	電子メールにて通知
8	第2次審査プレゼンテーション及び質疑応答	令和元年6月20日(木)	
9	結果通知、結果公表	令和元年6月21日(金)予定	電子メール及び文書で通知
10	見積合の実施(予定)	令和元年6月24日(月)	

*募集状況によっては、第1次審査日を省略し、第2次審査日に第1次、第2次審査の評価項目を審査する場合があります。

【プロポーザルの手順】

前記「スケジュール表」の項番順に手続き方法を説明します。

(1) このプロポーザルに参加するために必要な資料は以下のとおりです。

- ① 第2次多可町総合戦略策定支援業務受託候補者選定のためのプロポーザル説明書
- ② 第2次多可町総合戦略策定支援業務仕様書
- ③ プロポーザルの参加表明書(様式1)
- ④ 質問書(様式2)
- ⑤ 企画提案書提出届(様式3)
- ⑥ 業務実施体制(様式4)

⑦ 予定管理責任者の経歴等（様式5）

⑧ 業務実績（様式6）

※ これらの資料は、多可町ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

多可町ホームページ <https://www.town.taka.lg.jp/>

（2）参加意思確認

本業務のプロポーザルに参加を希望する場合は、参加表明書（様式1）に必要事項を記載し社印を押印した後の書類をPDFデータにして、令和元年5月15日（水）～令和元年5月29日（水）午後5時00分までに下記アドレスに送信してください。また、参加表明後に辞退する場合は辞退届（様式7）を提出ください。

提出先 多可町役場企画秘書課組織メールアドレス：kikaku@town.taka.lg.jp

件名 参加表明書 + 参加者名称 + 送信年月日

例：参加表明書 株式会社〇〇〇〇 R1. 5. △△

（株式会社〇〇〇〇が令和元年5月△△日に参加表明書を送付した場合）

（3）質疑書の提出

このプロポーザルや契約内容等に関して不明な点がある場合は、質問書（様式2）を作成し、電子メールに添付して、5月24日（金）午後3時までに企画秘書課のメールアドレス：kikaku@town.taka.lg.jpへ送付してください。

メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名： 質疑 + 参加者名称 + 送信年月日

例： 質疑 株式会社〇〇〇〇 R1. 5. △△

（株式会社〇〇〇〇が令和元年5月△△日に質問書を送付した場合）

（4）質疑の回答

「（4）質疑書の提出」で出された質問事項をすべて取りまとめ、電子メールに添付して全ての参加者に5月28日（火）午後3時までに送付します。

（5）提出書類の提出

次の提出書類を、6月6日（木）午後5時までに企画秘書課に郵送（簡易書留に限る。）

又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。

※作成にあたっての注意事項

指定した様式にしたがって横書きで作成してください。

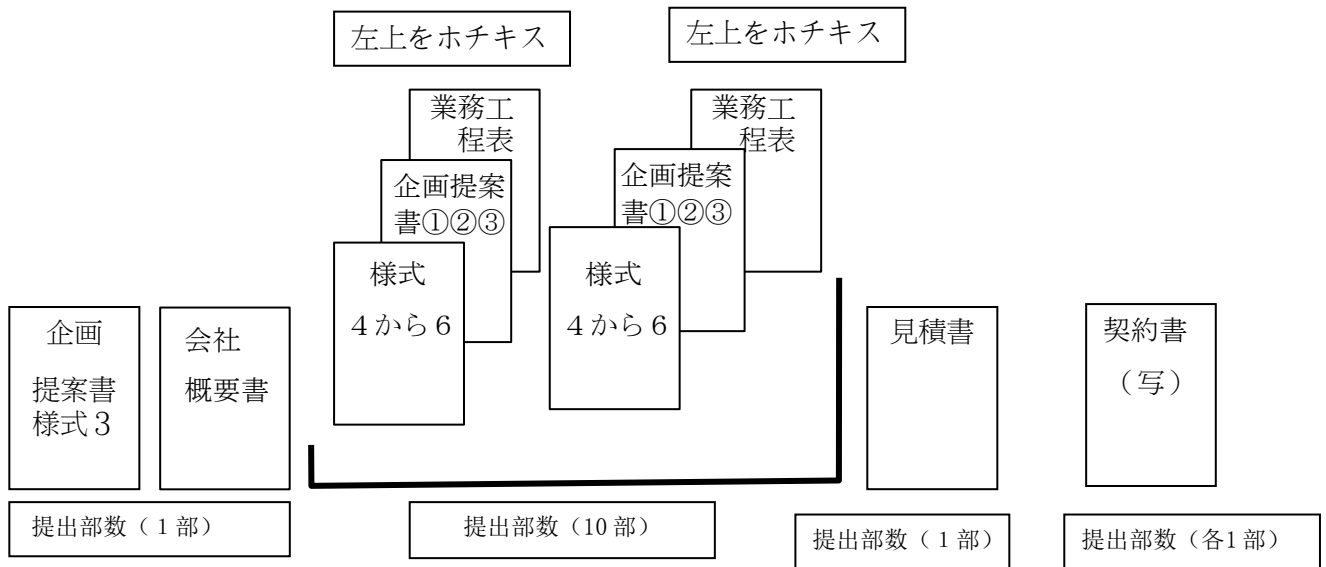
文字等の色指定はありません。文字の大きさは10.5ポイント以上とし、文章で表現してください。必要に応じて表、模式図等を使用しても構いません。

重要：『企画書提案書』『見積書』『工程計画表』には、会社名等の表示及び応募者が特定できる表現はしないでください。

【提出書類一覧】

番号	書類名	提出に際しての注意事項等
ア	企画提案書 提出届	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式（様式3）を記載してください。 提出部数：代表者印または契約代理人印を押した正本を1部
イ	会社概要	<ul style="list-style-type: none"> 任意様式で、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員数、業務内容等が分かる最新のものを提出ください。 ページ数：1ページ 提出部数：1部
ウ	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式（様式4）業務の実施体制、分担業務の内容について記入してください。 提出部数：10部
エ	予定管理責任者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式（様式5）に予定管理責任の実務経験年数や主な実績を記載してください。 提出部数：10部
オ	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 指定様式（様式6）に事業者の業務実績を記載してください。 提出部数：10部
カ	企画提案書①	<ul style="list-style-type: none"> 様式：自由（A4判普通紙、横書き） 内容：業務の進行管理体制、総合戦略策定作業での事業者のかかわりについて記載してください。 ページ数：2ページ以内 提出部数：10部
	企画提案書②	<ul style="list-style-type: none"> 様式：自由（A4判普通紙、横書き） 内容：多可町第1次総合戦略の評価・検証（Ⅰ. 取り組みの現状把握Ⅱ. 第1次戦略の問題点の抽出Ⅲ. 第1次総合戦略の効果とそのPR方法）3点を大項目として設定し各項目について考察や、考え方、具体的な手法を記載して作成してください。 ページ数：3ページ以内 提出部数：10部
	企画提案書③	<ul style="list-style-type: none"> 様式：自由（A4判普通紙、横書き） 内容：第2次総合戦略の策定への反映（Ⅰ. 第1次の評価検証を踏まえて効果的な新たなニーズ把握方法と町民等の意向調査の方法*アンケート調査の考え方Ⅱ. 第2次戦略における目標設定の考え方Ⅲ. 新たな視点・展望を見出すための具体的方策）3点を大項目として設定し考え方、プロセス、具体的な提案を記載して作成してください。 ページ数：3ページ以内 提出部数：10部
キ	業務工程表	<ul style="list-style-type: none"> 様式：自由（A4判普通紙、横書き） 内容：別紙「多可町総合戦略策定支援業務仕様書」の業務内容に沿って、令和元年6月24日から事業完了に至るまでのスケジュールを記載してください。 提出部数：10部
ク	見積書	<ul style="list-style-type: none"> 様式：自由（A4判 縦297mm×横210mm、普通紙、横書き） 内容：仕様書に沿って、貴社の提案（企画）を実施する場合の見積金額および内訳金額（消費税込）を記載してください。 契約上限額（消費税込）を超えた見積金額は記載できません。 ページ数：指定なし 提出部数：1部
ケ	契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付してください。 提出部数：各1部

【書類の綴り方】 提出部数をまとめて、封筒（指定なし）に入れて提出してください。



【第1次審査・書類審査】

提出された提案書を別紙審査基準にもとづき書類審査をおこないます。

【評価、採点】

このプロポーザルのために本町職員等で組織した選定委員会において、プロポーザル参加者の審査を行い、一定の基準を満たした事業者を第2次審査の参加者に選定します。

【結果通知】

プロポーザル参加者全員に『プロポーザル第1次審査結果通知書』を令和元年6月21日（金）に電子メールで送信し、第2次審査の参加者として特定した者の名称を通知します。

【第2次審査・プレゼンテーション及びヒアリング】

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。（プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は採点を行いません。）

番号	項目名	注意事項等
1	日時・会場	令和元年6月20日（木）予定 場所及び集合時間等は、参加事業者ごとに「プロポーザルのプレゼンテーション開催通知書」で指定します。
2	持ち時間	30分以内
3	出席者	会場に入室できるのは3名以内とします。配置予定管理責任者は必ず出席してください。
4	プレゼンテーション及びヒアリング内容	提出した企画書等の内容についての説明（20分） （プロジェクター本体、スクリーン、接続ケーブル及び延長コードの機材は使用できます。パソコンその他に必要な機器は事業者でご用意ください。） 企画書等の内容に関する質疑応答（10分）
5	プレゼンテーション出席者の指定	原則として、契約を履行する際に、責任者になる予定の方（配置予定管理責任者）が説明及び回答を行ってください。

【評価、採点】

このプロポーザルのために本町職員等で組織した選定委員会において、プロポーザル参加者の提案及びヒアリングの状況等を評価、採点を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。評価項目及び配点は別紙審査基準のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

【結果通知、結果公表】

令和元年6月21日（金）にプロポーザル参加者全員に対し、参加表明書（様式1）に記載されたアドレス及び住所を宛先として、『プロポーザル評価結果通知書』を電子メール及び文書で通知します。また、多可町ホームページにおいて選定者の名称を公表します。なお、電話等による問い合わせには応じません。

【入札の実施】

契約候補者は、契約を行うための見積合せを実施します。

【契約締結】

入札完了後、契約の相手方として契約書を取り交わし、契約を締結します。契約締結後、契約の相手方の業務責任者は、企画秘書課と連絡を取りながら契約を履行します。

【その他留意事項】

(1) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 第三者の著作権を侵害する提案があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 見積額が委託料上限額を超える場合
- カ その他町が不相当と認めた場合

(2) 企画提案書等の著作権については、次のとおり取り扱うものとします。

- ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。
- イ 町は、公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとします。

(3) 本業務の公募型プロポーザルに関し、提出された書類は、受託候補者選定以外の目的には無断で使用しません。

(4) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、各提案者が負います。

(5) 本業務の公募型プロポーザルに係る一切の費用は、全て各提案者の負担とします。

(6) 提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しません。

(7) 審査結果及び講評を公表するまでとし、審査の経緯及び内容等に関する問合せや選定に対する異議申立ては、一切受け付けません。

本案件に係るお問合せ先

多可町役場企画秘書課 担当：副課長 藤原 徹 不在時：課長補佐 杉原延宏

[電話] 0795-32-2381 (内線 131) [FAX] 0795-32-2349

[e-mail] kikaku@town.taka.lg.jp